

令和3年度(2021年度)

環 境 速 報

第203号

令和3年8月12日(木)発行

	目次
◇令和3年4月～7月中に公布された主な環境法令の概要について 「改正地球温暖化対策推進法」/プラスチック資源循環促進法	1
◇行政情報	3
○PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適切な処分について 長野県環境部資源循環推進課	
○長野県ゼロカーボン戦略を策定しました ポイント/事業活動温暖化対策計画制度の任意参加について みんなのおうちに太陽光 共同購入「グループパワーチョイス」 太陽光パネルと蓄電池の新しい補助制度がスタート! 長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室	
◇再エネコラム ～これから企業は再生可能エネルギーとどう向き合えばよいか～ (第一回) グリーナ株式会社 征矢野 有希	13
◇環境法令改正情報(令和3年4月～7月)	17
◇省エネコラム ～省エネは事業所の健康管理から～ 中村環境コンサルタント事務所 中村秋男	21
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識(第8回) ～公害防止管理者等の選任について～	23
◇協会からのお知らせ/編集後記	27

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう! ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話:026-228-5886 Fax:026-228-5872

メール:nasankan@alps.or.jp

ホームページ:http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール:ea21nasa@valley.ne.jp

業務専用 ホームページ:http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

☆☆☆令和3年度（2021年度）化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）☆☆☆

1 開催日：令和3年9月14日（火）・15日（水） 両日とも10：00～15：00

*この研修会は、2日間で実施します。（どちらか1日のみの参加はできません。）

2 プログラム すべてオンライン（Zoomを利用）で実施します。

第1日（14日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国 RoHS(II)管理規制 ・その他の国の RoHS 法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） 質疑応答（30分程度）
第2日（15日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） ○質疑応答（事前の質問についての）

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦 徹也 氏

4. 定員 50名（最少催行人数設定あり）*参加者人数が20名未満の場合は中止します。

5. 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：12,000円 一般：15,000円

6. 申込締切日 令和3年9月2日（木）午後5時（必着のこと）

7. 申し込み方法 当会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）から案内をダウンロードし、
FAX：026-228-5872 メール：nasankan@alps.or.jp 郵送 でお申し込みください。

8. 問い合わせ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：専務理事 古川雅文
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館 5階
電話：026-228-5886 メール：nasankan@alps.or.jp Fax：026-228-5872

令和3年4月～7月中に公布された主な環境法令の概要について

1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年6月2日公布。法律第54号）

（1）法改正の背景

我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言。

地域では、2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加、企業では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加し、サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及している。

こうした状況を受け、令和2年10月～12月に「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」を開催、地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について取りまとめた。検討会での取りまとめ等を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正することとした。

（2）法律の概要

①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。

②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとした。

そして、市町村から、地方公共団体実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手續のワンストップ化等の特例※を受けられることとした。

※自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手續のワンストップサービスや、事業計画の立案段階における環境影響評価法の手續（配慮書）の省略

③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

企業の温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、これまで開示請求の手續を経なければ開示されなかった事業所ごとの排出量情報について開示請求の手續なしで公表される仕組みとする。

また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動を追加する。

④その他

地球温暖化対策の定義の変更等の所要の規定の整備を行った。

（3）施行期日

一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

*令和3年3月2日環境省報道発表資料「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」から抜粋・引用。

2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年6月11日公布。法律第60号）

（1）法改正の背景

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。

政府は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）を策定、本戦略を具体化するため、令和2年5月から令和3年1月までにかけて開催された中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議における審議の結果を受け、令和3年1月29日に中央環境審議会から「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について意見具申があった。

この意見具申に則り、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じようとするもの。

（2）法律の概要

①基本方針の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、次の事項等に関する基本方針を策定する。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

②個別の措置事項

ア 環境配慮設計指針の策定

製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した設計であることを認定する仕組みを設ける。また、認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。

イ ワンウェイプラスチックの使用の合理化

ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。また、主務大臣の指導・助言・ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。

ウ 市区町村の分別収集・再商品化の促進

排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。また、主務大臣の指導・助言・プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。加えて、排出事業者等が再資源化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とする。

（3）施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

*令和3年3月9日環境省報道発表資料「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の閣議決定について」から抜粋・引用。

古いビル・工場・倉庫等をお持ちの方へ

古い建物には有害なPCBを使用した機器が残っている場合があります。

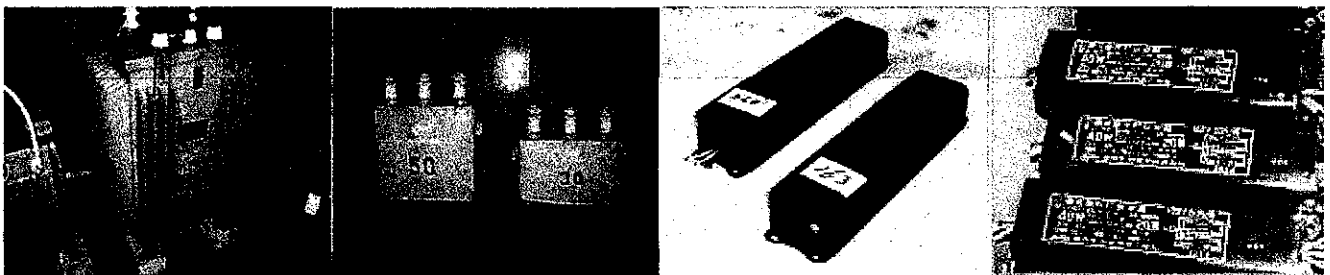
PCBは法律で定められた期限までに処分しなければなりません。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは？

主に業務用の電気機器に使用されていた油です。有害性が判明したため昭和47年（1972年）に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っていると思われます。

●どんなものに使用されていたの？

電気機器の絶縁油として使用されていました。



変圧器(トランス)

コンデンサー

照明器具用安定器

●いつまでに処分が必要なの？

1年を切っています！

廃棄物の種類		処分期間	処分委託先
高濃度PCB 廃棄物	変圧器・コンデンサー等	令和4年(2022年) 3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO北海道事業所）
	安定器・汚染物等	令和5年(2023年) 3月31日まで	
低濃度PCB廃棄物		令和9年(2027年) 3月31日まで	無害化処理認定施設等

*現在使用中であっても廃棄して期限までに処分を委託する必要があります。
*処分期限を越えると命令・罰則の対象となりますので、計画的に廃棄・処分して下さい。

●調査して見つけたらどうしたらいいの？

長野県（長野市や松本市の事業場はそれぞれの市）へ保管の届出と、処分業者（JESCO、無害化処理認定施設等）への委託処分が必要です。

- *意外なところから発見されることもあります。
- ・昭和47年以降に建て直した施設内（昔の機器をそのまま使用・保管していたケース）
- ・LED化した施設の天井（照明器具は交換したが、安定器のみ残置されたケース）
- ・電気事業法の自家用電気工作物ではない電気機器（X線発生装置、溶接機、昇降機（エレベーター・エスカレーター等）やポンプの制御盤内等）

PCB特別措置法に係る届出について

前年度の保管及び処分状況について、毎年度6月30日までに下記提出先に届出*が必要です！

保管場所・使用場所	提出先
上田市・小諸市・佐久市・東御市・南佐久郡・北佐久郡・小県郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課
飯田市・伊那市・駒ヶ根市・上伊那郡・下伊那郡・木曾郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
岡谷市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・安曇野市・諏訪郡・東筑摩郡・北安曇郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
須坂市・中野市・飯山市・千曲市・埴科郡・上高井郡・下高井郡・上水内郡・下水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
長野市	長野市 廃棄物対策課
松本市	松本市 廃棄物対策課

*前年度の保管・処分状況等について毎年度6月30日までに届出が必要となるほか、保管場所を変更した場合や、全てのPCB含有機器等を処分した場合等にも届出が必要となります。

高濃度PCB廃棄物処分に係る助成の拡充について

高濃度PCB廃棄物をJESCOへ委託し処分する際、従来は処分費用のみの助成でしたが、近年の運搬費用の上昇傾向をうけ、令和2年度から助成制度*が拡充されております！

対象者	処分費用・収集運搬費用の助成割合
中小企業者、個人事業主、中小企業団体等	70%助成
個人、破産管財人等	95%助成

* JESCO登録後に助成申請可能となりますので、未登録の方は事前に登録手続きが必要です。

- JESCOへの登録手続きや助成制度の条件等の詳細については、下記JESCOホームページをご覧ください。登録担当（03-5765-1935）、中小軽減担当（0120-808-534又は03-5765-1920）へお問い合わせください。

JESCOホームページ (<https://www.jesconet.co.jp/customer/index.html>)

- その他の支援制度として、融資制度やLED照明導入に係る補助制度があります。詳細については下記環境省ホームページをご覧ください。

環境省ホームページ (<http://pcb-soukishori.env.go.jp/support/>)

不明な点などありましたら、長野県環境部資源循環推進課までお問い合わせください。

長野県環境部資源循環推進課

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2

電話 026-235-7165（直通）

長野県ゼロカーボン戦略を策定しました

長野県環境部環境政策課

県内に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風などの気象災害や異常気象は、近年世界各地で頻発しており、その要因とされる地球温暖化への対応は人類共通の課題です。今後十分な対策が行われないとすれば、平均気温は上昇を続け、災害の多発化・激甚化のみならず、水資源の減少や海水面の上昇、生態系の破壊、食糧生産の減少、熱中症等による健康被害など、日常の暮らしや経済活動に対して深刻な影響を及ぼすことが想定されます。

こうした事態を回避・軽減するため、2050年前後までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする必要があり、さらに、2030年までにどれだけの温室効果ガスを削減できるのか、今後10年間が人類の未来を決定すると言われ、世界中が知恵を出し、行動を始めています。

去る6月8日、長野県脱炭素社会づくり条例に基づく行動計画となる「長野県ゼロカーボン戦略」(計画年度2021～2030年度)を策定しました。基本目標を「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」とし、温室効果ガス正味排出量を2030年度に2010年度比で6割削減、2050年度には実質ゼロとする高い数値目標を掲げました。その目標実現に向け、各分野において取組を進めていきます。

交通分野においては、電気自動車(EV)及び燃料電池自動車(FCV)の普及拡大に向けた次世代自動車インフラ整備ビジョンの改定、建物分野においては、高い断熱性能を有する信州型健康ゼロエネ住宅(仮称)の普及、産業分野においては、産学官連携によるゼロカーボン技術開発への支援などを実施します。

また、再生可能エネルギー分野においては、住宅太陽光や小水力発電などへの支援、吸収・適応分野においては、森林整備の推進や「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づく街路樹や建物緑化等の促進、地

球温暖化に対する適応策を実施します。

さらに、学び・行動分野においては、信州環境カレッジを核として多様な学びを提供するとともに、新たに「ゼロカーボン実現県民会議(仮称)」を立ち上げ、世代を超えた県民運動を展開します。(戦略のポイントは次ページを参照ください。)

また今回、県民の皆様の自発的な行動を後押しするため、「信州ゼロカーボンBOOK(県民編・事業者編)」を作成しました。地球温暖化の影響やゼロカーボンに取り組む意義をわかりやすくお伝えするとともに、具体的な行動例についてもお示ししています。

脱炭素社会の実現は、一人ひとりの意識や行動の変容はもちろん、新たな制度やルール創設も必要となる難しい課題ですが、その先に見据えるのは、今まで以上に快適で利便性の高い社会です。協会員の皆様のご協力をお願いします。

なお、県では「信州ゼロカーボンBOOK」を使った長野県ゼロカーボン戦略に関する出前講座を実施していますので、ご希望の場合は以下問合せ先までご連絡ください。

信州ゼロカーボンBOOK (長野県地球温暖化防止活動推進センターと共同で作成)



「長野県ゼロカーボン戦略」及び「信州ゼロカーボンBOOK」の掲載先長野県HPのQRコード



[問合せ先]

長野県環境部環境政策課

TEL : 026-235-7169

E-mail : kankyo@pref.nagano.lg.jp

長野県ゼロカーボン戦略のポイント

基本目標

社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり

数値目標

二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を 2030 年度に **6 割減**、2050 年度に **ゼロ**
再生可能エネルギー生産量 2030 年度までに **2 倍増**、2050 年度までに **3 倍増**
最終エネルギー消費量 2030 年度までに **4 割減**、2050 年度までに **7 割減**

2030 年までの重点方針

2030 年までが人類の未来を決定づける 10 年といわれています。

- ・既存技術で実現可能なゼロカーボンを徹底普及
- ・持続可能な脱炭素型ライフスタイルに着実に転換
- ・産業界のゼロカーボン社会への挑戦を徹底支援
- ・エネルギー自立地域づくりで地域内経済循環

分野別の 2030 目標

1 交通

- ・2030 目標……未設置区間ゼロ、電池切れゼロの EV 充電インフラを整備
- ・主要な施策…次世代自動車インフラ整備ビジョン
多様な移動手段の確保（公共交通への積極的支援等）

2 建物

- ・2030 目標……全ての新築建築物の ZBH・ZEB 化を実現
- ・主要な施策…信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）普及、
温暖化対策条例の改正
（建築物環境エネルギー検討制度の届出規模引下げ、自然エネルギー設備の設置義務化検討）

3 産業

- ・2030 目標……エネルギー消費量を 年 2%削減、再エネ導入で ESG 投資を呼び込む、
イノベーションを生む新技術を創出
- ・主要な施策…ESG 投資を呼び込む事業活動のゼロカーボン化を支援
ゼロカーボン基金でグリーン分野への挑戦を後押し

4 再生可能エネルギー

- ・2030 目標……住宅太陽光と小水力発電を徹底普及、エネルギー自立地域 10 カ所以上
- ・主要な施策…地域事業者と連携し住宅太陽光と小水力発電を徹底普及
エネルギー自立地域づくりを強力に推進

5 吸収・適応

- ・2030 目標……森林資源を健全に維持し CO₂ 吸収量を増加、まちなかや建物の緑を拡大
農業、生態系、防災・減災など各分野での適応策の実施
- ・主要な施策…森林整備の推進、県産材の利用拡大、まちなかグリーンインフラを拡大
信州・気候変動適応センターを中心に適応策を実行

6 学び・行動

- ・2030 目標……日頃から環境のためになることを 実践している割合 100%
- ・主要な施策…信州環境カレッジを核に多様なカリキュラムを展開
若者を牽引役に「ゼロカーボン実現県民会議」を始動

※最大3か年

■ 事業所から排出されるCO₂を「見える化」し、計画※に基づき削減を目指す制度

制度対象事業者

■ 制度対象外の事業者も任意で報告可能

- 1,500kl/年以上、エネルギーを使用(原油換算)
- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出
- 自動車を200台以上使用

■ 計画書作成から省エネの具体的な取組まで、専門家がアドバイス

■ 自社の気候変動対策をPR (計画・実施状況は県HPで公表)

7

長野県の事業活動温暖化対策計画書制度のイメージ



電気やガスの使用量が見える化



→ 経営者、従業員の意識が変わります

経営のムダに気付く

→ 経営改善に繋がります

温室効果ガスの削減

→ 環境への貢献をPRできます

 **太陽光パネル**・ **蓄電池** は
みんなで買くと、よりお得！



みんなの
おうちに
太陽光

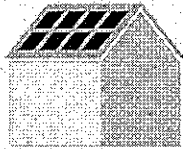
共同購入「グループパワーチョイス」で、
かしこくご購入を。



<対象>
住宅用
事業所用
10kW未満

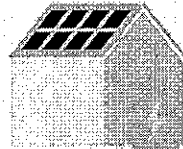
購入プランは3パターン

①太陽光パネルのみ



発電した電気を自家消費
電気代を節約！

②太陽光パネル+蓄電池



昼間発電した電気を
夜間に使えて、災害対策にも！

③蓄電池のみ



太陽光パネル既設
卒FITにオススメ！

令和2年度の他自治体における事例では、太陽光パネル+蓄電池プランで市場価格より約20%OFF！

*価格は入札によって決定しますので、保証するものではありません。

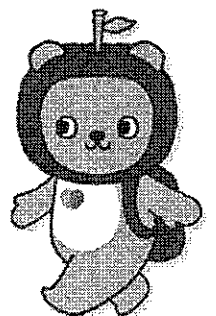
*市場価格は、太陽光パネルは資源エネルギー庁調達価格等算定委員会の資料をもとに、蓄電池は株式会社資源総合システムの市場調査結果をもとに算出しています。

長野県では2019年に「気候非常事態宣言」を発表し、
2050ゼロカーボンを目指しています。

今回その取り組みの一つとして、太陽光パネルや
蓄電池の購入を希望する県民の皆様を募集します。

参加者が多いほど「よりオトクに」購入できますので、
是非ご検討ください。

参加登録は
8月31日
まで
*契約の義務は
ありません



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

参加登録・詳しい情報は専用WEBサイトからご確認を

ながの みんなのおうちに太陽光

検索

いますぐ登録！

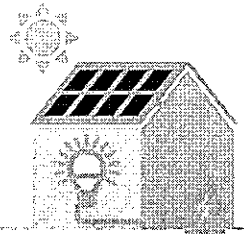
<https://group-buy.jp/solar/nagano/home>



太陽光パネル・蓄電池をグループパワーチョイスで買うメリット

グループパワー
ベストチョイスを


みんなでまとめて
買うからおトク



確かな実績の
施工事業者による
安心施工



登録・購入・施工まで
しっかり安心サポート



暮らしに節約と災害に安心を!



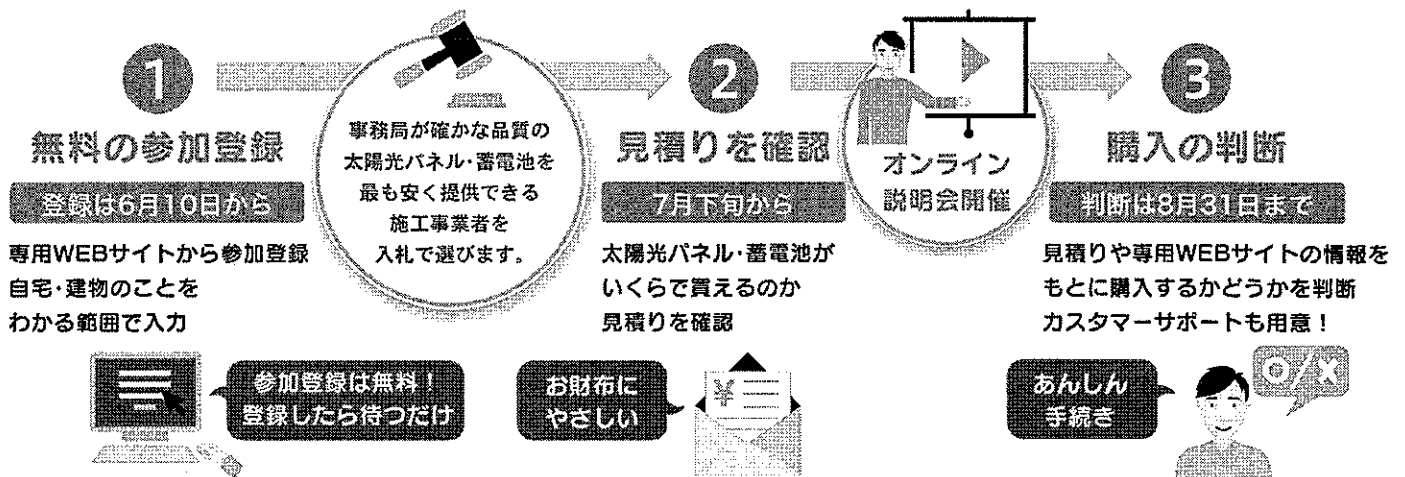
太陽光・蓄電池の メリット



- 昼間発電した電気はリアルタイムで使用可能!
- 電気代を節約しながら、売電収入で購入費用を回収できます。
- 停電時は、自立運転機能に切り替えると停電用コンセントから1,500W相当の電気製品が使えます。
- * 製品により使用できる合計消費電力は異なります。

- 昼間発電した電気を蓄電池に貯めて夜間も使用可能!
 - 停電時は、簡単な切替で貯めた電気を使えます。
- 例) 6.5kWh容量の蓄電池にフル充電されていた場合、約11時間連続して、テレビ、照明、冷蔵庫といった機器の使用や携帯電話の充電ができます。

参加登録から購入の判断まで



※参加登録期間は延長する場合があります。

参加登録・詳しい情報は専用WEBサイトからご確認を

ながの みんなのおうちに太陽光

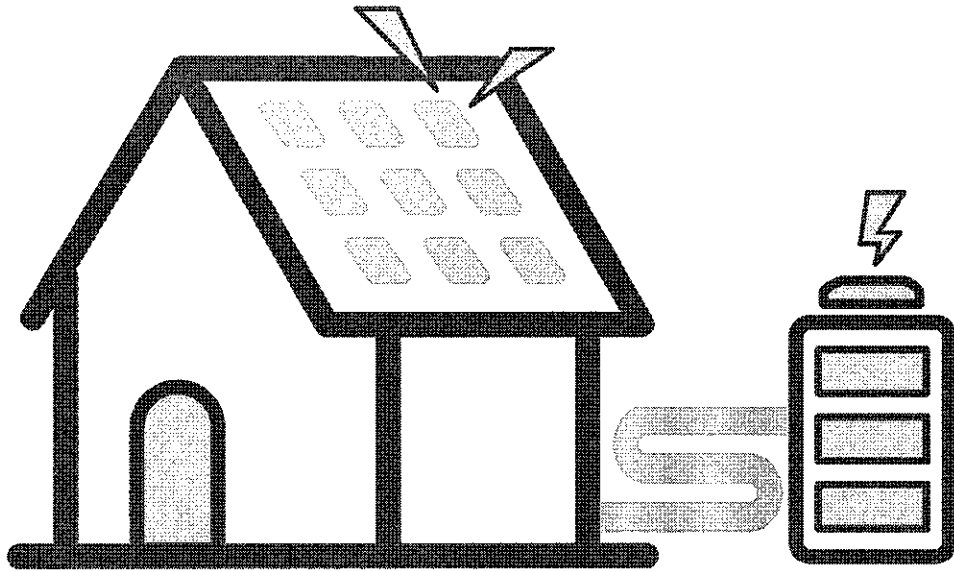
検索

いますく登録!

<https://group-buy.jp/solar/nagano/home>



太陽光パネルと蓄電池の 新しい補助制度がスタート！



令和3年度既存住宅エネルギー自立化補助金

太陽光パネルと蓄電池を活用して、自宅で使う電気は自分で作って、使って、ためる。そんな時代がやってきました。エネルギー自立を目指す、県内の既存住宅に対して太陽光パネルと蓄電池の設置を支援する新たな補助制度が始まりました。

再生可能エネルギー
の最大活用！

住宅の
エネルギー自立！

停電時などの
非常用電源として！

太陽光パネル
+ 蓄電池

20万円

蓄電池のみ
(太陽光パネル設置済みの方)

15万円

信州の屋根リーラー認定事業者と契約して設置することが必要です



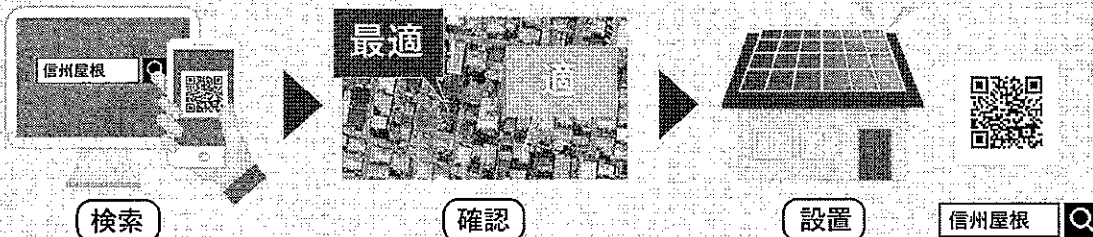
長野県

環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

令和3年度既存住宅エネルギー自立化補助金概要

- 主な要件**
- ・ 県内に居住する既存住宅に対象の設備を設置すること
 - ・ 信州の屋根ソーラー認定事業者との契約により設置すること
- 募集開始** 令和3年7月16日（金）から
 （認定事業者との契約は県からの交付決定を受けた後に行ってください。）
 令和4年2月28日（月）までに設置工事が終了し、実績報告書の提出が必要です。
- 主な申請書類**
- ・ 交付申請書
 - ・ 設置前の状況が確認できる写真
 - ・ 県税の未納のない証明書の写し
 - ・ 住民票の写し
 - ・ 「うちエコ診断」（WEB版）の診断結果 ほか
- 申請方法** 所管の地域振興局環境担当課まで
 持参又は郵送でご提出ください。（メールでの申請は受け付けておりません。）
- 対象製品**
- 太陽光パネル ・10kW未満の未使用品のもの
 - 蓄電池 ・4kWh以上の未使用品のもの
 - ・ZEH化等支援事業の対象製品であるもの

「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」も併せてご利用ください！



ネット上で屋根の発電量・電気代節約額を簡単にチェック！



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

お問い合わせはお近くの地域振興局又は認定事業者まで

佐久地域振興局	環境・廃棄物対策課	0267(63)3166
上田地域振興局	環境課	0268(25)7134
諏訪地域振興局	環境課	0266(57)2952
上伊那地域振興局	環境・廃棄物対策課	0265(76)6817
南信州地域振興局	環境課	0265(53)0434
木曾地域振興局	総務管理・環境課	0264(25)2234
松本地域振興局	環境・廃棄物対策課	0263(40)1941
北アルプス地域振興局	総務管理・環境課	0261(23)6563
長野地域振興局	環境・廃棄物対策課	026(234)9590
北信地域振興局	環境課	0269(23)0202

信州の屋根ソーラー認定事業者使用欄

※注意事項※

以下のものは補助対象となりませんのでご注意ください!!

- ・ グループパワーチョイス（共同購入）で購入したもの
- ・ 太陽光パネルを単体で設置したもの
- ・ 交付決定前に認定事業者と契約したもの

その他、制度の詳細は
長野県HPをご確認ください。



<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/jiritsu.html>

既存住宅エネルギー自立化補助金 

再エネコラム

「これから企業は再生可能エネルギーとどう向き合えば良いか」(第一回)

グリーンナ株式会社

征矢野 有希

2050年カーボンニュートラルへ向けて

新型コロナウイルスによる影響が長引くなか、昨年2020年10月に菅首相は「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これは2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするということを意味します。全体としてゼロにする、というのは二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味しています。この出来事は、これまで「環境後進国」と呼ばれていた日本の潮目が大きく変わった瞬間でもありました。これらの背景もあり、様々な企業がCO2削減目標を設定し、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）の導入を図っています。

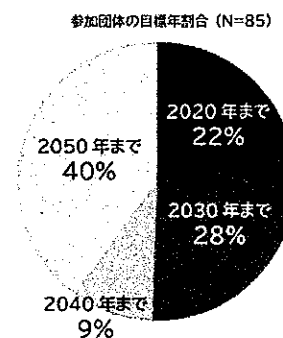
RE100イニシアティブについて

世界でもカーボンニュートラルへの動きは加速しています。特に欧米などの大企業を中心に「RE100」へ参画を表明する企業が増えています。RE100とはRenewable Electricity 100%の略で、事業で使用する電気を100%再生可能エネルギーとすることにコミットする企業協働イニシアティブです。企業が結集することで、政策立案者および投資家に対して、需要家からエネルギー移行を加速させるためのシグナルを送ることを目的としています。この取り組みは2014年から始まりましたが、参画する企業数は世界で300社を超えました。これによりRE100参画企業による総消費電力の合計が、イギリス全土の総電力需要（約326TWh）を上回ったことも発表され、この取り組みが大きな影響力を持っていることが明らかになりました。日本からもイオンやソニー、パナソニックなど50社が参画しており、環境関連情報の開示なども積極的に行っています。

中小企業版「RE100宣言」の誕生

RE100というイニシアティブは、どちらかというと大手の企業が取り組むこととして、特にサプライヤー側にいる中小企業にとってはあまり関係のないものと感じ取られていました。参画条件も厳しく中小企業の参加は実質的には不可能な状況でした。そこで2019年に日本独自で中小企業版の「RE100宣言」と言えるイニシアティブが立ち上がりました。

それが「再エネ100宣言 RE Action (アールイー・アクション)」と呼ばれる団体です。グリーン購入ネットワーク



(出典：再エネ100宣言 RE Action 年次報告書2020)

(GPN)などが主体となり、使用電力の再エネ 100%化宣言を表明し、共に行動を示していくイニシアティブを発足しました。

参加対象は、年間消費電力量が 10GWh 未満の日本国内の企業、行政・教育機関、病院等です。参加者は遅くとも 2050 年までに RE100 を達成することを公表する必要性があります。また基準についても、RE100 イニシアティブと同じ基準ということで、再エネ調達におけるルールも国際的なガイドラインに準拠したかたちとなります。

RE Action は発足から約 2 年の間にすでに 150 団体以上が参画する団体へと拡大しました。参加業種の例としては印刷会社や、産廃事業を行う会社、小売業を行う会社など様々で、更にこの団体の特徴として自治体も多く参加しています。最近では、鳥取県や徳島県が RE Action に関連した補助金の公募を始めています。これは RE Action に参画している県内事業者を対象に、省エネや再エネ設備導入費用の補助などを行うことで、再エネ 100%の達成を補助し、普及啓発のためにバックアップを行うものです。今後も国のカーボンニュートラル宣言に伴い、こういった補助金制度は今後も増加することが予想されます。

● 宣言後の反響（経営効果や顧客、取引先、ステークホルダーからの評価等）

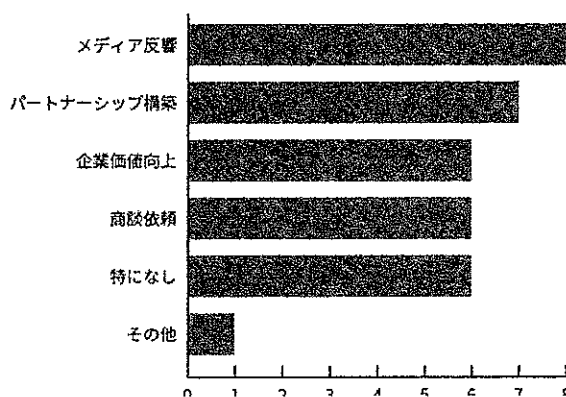


図 2 RE100 宣言後の反響に関するアンケート結果（出典：RE Action 年次報告書 2020）

「再エネ導入はコストアップである」という考え方をお持ちの方もいるかもしれませんが、再エネの調達価格は年々下落傾向にあり、いまや電力会社から購入する電力料金単価よりも安くなるケースも出ています。それに加え、上述した補助金制度なども活用すれば非常に効率的に再エネ導入を進めることができます。今後この「RE Action」は環境経営を目指す中小企業において注目すべきイニシアティブと言えるでしょう。再エネ 100%を将来的に目指しつつ、まずは第一歩として 10%でも 20%でも導入を検討されてはいかがでしょうか。次回は具体的な再エネの導入方法の例についてご説明いたします。

2021年度

エコアクション 21 セミナー

オンライン開催

第2回 エコアクション 21 の効率的運用

全世界が 2050 ゼロカーボンを目指して、また「より良い社会をつくる」分野では SDGs というゴールを設定し、大きく動き出しました。これらを実現する道具として、あらためてエコアクション 21 が注目されています。

エコアクション 21 や SDGs にこれから取り組みたいと考えている方々、すでに取り組んでおり、活動内容の向上を考えている方々、いずれでも参加が可能です。

経営者、企業及び自治体の担当者の方々等大勢のご参加をお待ちしております。



エコアクション 21 の事務をもっと楽に
環境経営レポートをもっと魅力的に



エコアクション21
地域事務局1-001

オンライン(Zoom)による開催

第2回 1. テーマ エコアクション 21 の効率的運用 2. とき 2021年9月7日(火) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～ 14:30	役に立つエコアクション 21 運用の実務 ガイドライン 2017 解説 効率的な運用 要求事項と推奨事項の区別	エコアクション 21 審査員 宇野親治 氏
14:40 ～ 15:20	負担の少ない審査資料の作成法 解り易くかつ魅力的なレポートとは? 大事なものは済んだことよりこれからの事	エコアクション 21 審査員 宇野親治 氏

3. 定員 50 名

参加無料

主催：長野県 (一社)長野県産業環境保全協会 (EA21 地域事務局長野産環協)

共催：(一社)長野県環境保全協会 (一社)長野県資源循環保全協会 (一社)長野県建設業協会 長野県工業会

後援：(一社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会

(一社)長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会

4. セミナー申込方法

参加ご希望の方は後記の申込書に必要事項を記入の上、開催日の 1 週間前までに下記へ FAX 又は Email にてお申し込み願います。(受講料 無料)

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 (一社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

Tel 026-228-5886 Fax 026-228-5872 E-mail ea21nasa@valley.ne.jp

- Zoom の利用は無料です。パソコン、スマホ、タブレットのいずれでも利用が可能です。
- 参加申込者には別途メールにてミーティング URL 等をご案内いたします。
- 参加申込者には事前に資料を電子ファイルで配布いたします。

切り取らずにこのまま FAX してください。

エコアクション 21 セミナー参加申込書

2021 年 月 日

(一社) 長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名

所在地 〒

Tel

Fax

参加者氏名	所 属	E メールアドレス

エコアクション21 無料個別相談会のご案内

1 開催日時

開催日	相談時間帯	備考（相談時間など）
① 2021年8月18日（水）	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2021年9月22日（水）		
③ 2021年10月20日（水）		
④ 2021年11月17日（水）		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10

（一般社団法人 長野県産業環境保全協会 事務室までおいください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション21審査員等）が対応します。

②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション21地域事務局 長野産環協）

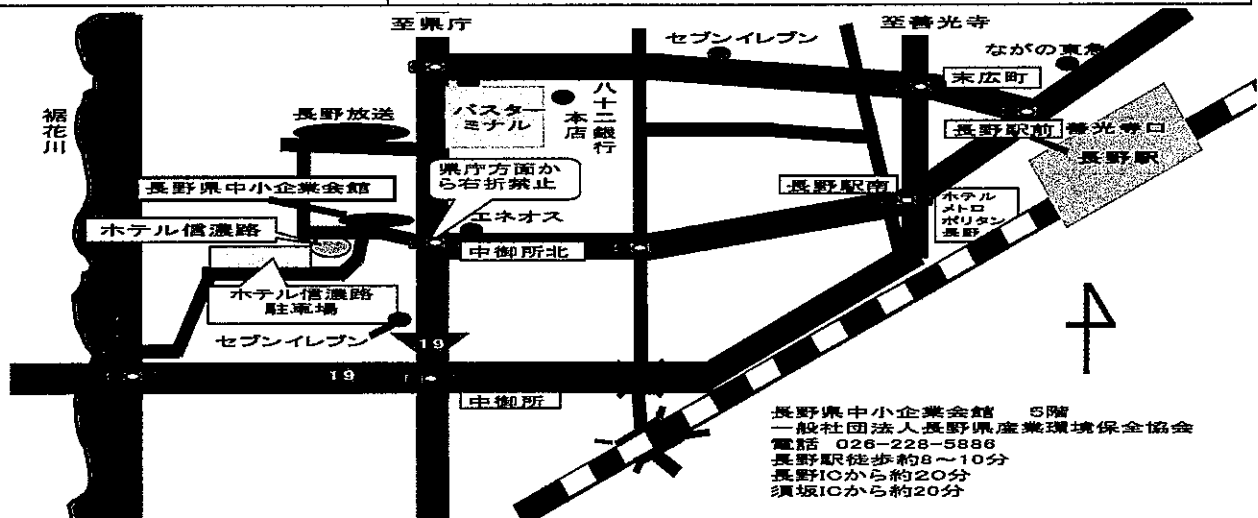
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

TEL：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail:ea21nasa@valley.ne.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送付票の添付は不要です。】

エコアクション21無料個別相談会申込書

相談希望日（何れかに○印）	希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間での希望あれば）
① 2021年8月18日（水）	午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃
② 2021年9月22日（水）	
③ 2021年10月20日（水）	
④ 2021年11月17日（水）	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先（TEL・Fax・mail）	
その他連絡事項など	



環境法令改正情報(令和3年4月～7月)

4月	改正法令(法律・政令・省令・命令)	概要
1日	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(経済産業三七)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき、及び同法を実施するため、気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。
	第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(環境七)	動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下「改正動物愛護管理法」という。)の一部の施行に伴い、動物愛護管理法の規定に基づき、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令を定める。
	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八)	「改正動物愛護管理法」の一部の施行に伴い、及び「動物愛護管理法」の規定に基づき、「動物愛護管理法施行規則」の一部を改正し、「改正動物愛護管理法」等の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(令和3年6月1日)から施行する。経過措置あり。
8日	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令(環境九)	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下「改正動物愛護管理法」という。)の一部の施行に伴い、同法附則第5条第4項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令を定め、公布の日から施行する。ただし、第7条から第9条までの規定は、法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和4年6月1日)から施行する。
12日	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部を改正する省令(農林水産二九)	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律を実施するため、同法第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
19日	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業四二)	「省エネ法」第145条(エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項)第1項及び「省エネ法」施行令第18条(特定エネルギー消費機器)第7号、第14号及び第15号の規定に基づき、「省エネ法」施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一〇)	「鳥獣保護法」第2条(定義等)第4項及び第7項、第12条(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)第1項第1号、第25条(鳥獣等の輸出の規制)第1項並びに第26条(鳥獣等の輸入等の規制)第1項の規定に基づき、「鳥獣保護法」施行規則の一部を改正し、令和3年7月15日から施行する。経過措置あり。
20日	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(経済産業四三)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、令和3年8月1日から施行する。ただし、電気事業者が一般送配電事業者である場合は、改正省令の規定は、令和3年1月1日を含む算定期間における交付金の額の算定から適用する。

環境法令改正情報(令和3年4月～7月)

21日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(一四四)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条(定義等)第2項、第24条(製品の輸入の制限)第1項及び第28条(基準適合義務)第2項の規定に基づき、同法施行令の一部を改正し、令和3年10月22日から施行する。「2・2・2-トリクロロ-1- (2-クロロフェニル)-1- (4-クロロフェニル) エタノール」及び「PFOA又はその塩」を第一種特定化学物質に指定等を行うもの。
30日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)第9条(定期の報告)第1項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。別記様式表11の改正。
	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一)	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下「改正動物愛護管理法」という。)の一部の施行に伴い、並びに同法第3条(普及啓発)並びに同法附則第2項並びに同法施行規則第3条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、同法施行規則の一部を改正し、改正動物愛護管理法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(令和3年6月1日)から施行する。経過措置あり。犬又は猫については、販売は、出生49日を56日とする。

5月	改正法令(法律・政令・省令・命令)	概要
6日	自然公園法の一部を改正する法律(二九)	自然公園法の一部を改正する。1 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設 2 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画に認定に係る制度の創設 3 利用のための規制の強化 等。一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
14日	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業四七)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)第145条(エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項)第1項及び省エネ法施行令第18条(特定エネルギー消費機器)第4号の規定に基づき、省エネ法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。テレビジョン受信機に関する規定の改正。
18日	石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働九六)	労働安全衛生法第100条(報告等)第1項、第113条(経過措置)及び第115条の2(厚生労働省令への委任)並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条(電磁的記録による保存)第1項及び第4条(電磁的記録による作成)第1項の規定に基づき、石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正し、一部を除き、令和3年12月1日から施行する。経過措置あり。

環境法令改正情報(令和3年4月～7月)

6月	改正法令(法律・政令・省令・命令)	概要
2日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(五四)	地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)の一部を改正し、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。概要:①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等④その他地球温暖化対策の定義の変更等の所要の規定の整備。
9日	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(五九)	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正し、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
11日	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(六〇)	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を公布し、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。(章編成)1目的:国内外のプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応し、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。2定義3基本方針等4プラスチック使用製品設計指針等5指定調査機関6特定プラスチック使用製品の使用の合理化7市町村の分別収集及び再商品化8製造事業者等による自主回収及び再資源化9排出事業者による排出の抑制及び再資源化等10雑則
30日	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(経済産業五六)	強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)第3項及び第4項等の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五七)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第16条(特定事業者の定期の報告)第1項、第27条(特定連鎖化事業者の定期の報告)等の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。

環境法令改正情報（令和3年4月～7月）

7月	改正法令（法律・政令・省令・命令）	概要
30日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境四）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）第21条（輸入の届出）の規定に基づき、同法施行規則の一部を改正し、令和3年8月13日から施行する。 概要：同法施行規則別表第一未判定外来生物となる外来生物に関する改正。
8月	改正法令（法律・政令・省令・命令）	概要
4日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一二）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第9条の10（一般廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項第1号及び第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項第3号の規定に基づき、同法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。同法施行規則第6条の24の4（無害化処理の内容の基準）及び第12条の12の16（無害化処理の内容の基準）に関する改正。

省エネコラム

今回のテーマ 『省エネは事業所の健康管理から』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男*

2020年10月に菅総理が「2050年カーボンニュートラル」を発表しました。続いて12月には「グリーン成長戦略」を発表しています。また、2020年からパリ協定の運用開始となり、二酸化炭素削減については、まさに待ったなしの状況に突入しました。また、SDGsへの関心も高まりつつあります。「13気候変動に具体的な対策を」を実現するためにも「省エネ」の取組が必要です。皆様の事業所でエネルギーの削減を考えるには良い状況になってきました。

最近、事業所にお伺いすると照明のLED化はかなり進んできました。2020年に蛍光灯や水銀灯の製造がなくなり、一般の事業所でも真剣にLED化の検討が進んでいると思います。一方まだ、蛍光灯や水銀灯を使用している事業者も多くいます。LED化が進まないのはそれなりの投資が必要だという事でしょうが、まだ使えるので無理に変える必要がないと考えている事もあるでしょう。これは他の設備でも同じです。照明のLED化が進んでいる事業者は空調機やコンプレッサ、ボイラなどの省エネ化も進んでいます。

私事ですが、最近「健康管理」に関心を持ち始めました。毎年人間ドックで検診を受けていますが、年々数値が悪くなってきて精密検査が必要となりました。保健師さんからはからは毎年体重を減らしましょうね！と言われてきましたが、自分としてはこれくらい大丈夫だと根拠のない確信をもっていました。精密検査の結果は大丈夫でしたが、これを機会に真剣に体重を減らすことを考えるようになりました。今まであまり関心をもっていなかったのですが、健康管理の面からは体重だけでなく「内臓脂肪」や「体脂肪率」が重要だと気が付き「体組成計」を購入して、毎日の変化を記録するようになりました。その結果3カ月で体重は6.9kg減少し、内臓脂肪は3ポイント減少しました。まだ、目標とする標準体重にはなっていませんが、大きな進歩でした。

先ほどの、照明のLED化やその他の設備の省エネについても同じような事が言えるのではと思います。事業所の「健康診断」を行い、悪い点を正しく認識して、それに対して適切に対応していく事が必要です。今考えると、保健師さんからはきめ細かく、様々な助言を受けていたことを思い出しました。その時はまだ助言を受け入れる状況になかったと反省しています。

私も、エコアクション21の審査やコンサルで事業所にお伺いした時に、必ず省エネについての助言を行っています。また、省エネ診断で事業者にお伺いした際にも具体的な助言を行っていますが、多くの場合は聞き流されていると感じています。ちょっとしたことですが、「リアクションが低い」「反応が少ない」と感じます。仮にその事業者が真剣にその問題を考えていたとすれば、もう少し違う反応となると思います。

「省エネ」についての関心は、「経費の削減」「脱炭素化」「温暖化防止」「二酸化炭素削減」「社会的な責任」「業務の効率化」「エネルギーの見える化」など切り口は様々です。また、関心の度合いは「社長さん・部長さん・課長さん・担当者」で違います。最近ある企業から「省エネについて話を聞きたい。社長さんも話を聞きたいと言っている。従業員向けに研修会を開催したい」との話を受けました。今まであまりなかった話です。世の中の動きが少し変化してきたからでしょうか？

「省エネ」についての定義は「エネルギーの無駄を省く」という事ですが、今の社会の動きをみると、「事業を継続するためのエネルギーの使い方について、原点に戻り、あるべき姿に近づける為の行為」と言い換える事ができるのではと考えています。エネルギーの無駄を無くすことは必要だが、何のためにするのか？体重を減らすことが健康管理の目的ですか？無理なダイエットを行い、結果として健康を害する事になっていませんか？以前、省エネのために廊下の電気は消しています。省エネのために蛍光灯を間引いています。夏場エアコンの利用を制限して熱中症となる事や、冬期暖房を制限する例もあります。これらは安全や健康面で問題があります。

皆さんの事業所でも一度「省エネについての健康診断」を受けてみてはいかがでしょうか？今、実施している事はこれで良いのか？間違ったやり方ではないのか？検証してみることも必要です。そのうえで、将来どのような方向に進むのか考える事が必要です。大事な事は、「何のための実施するのか？」という事です。脱炭素化を推進し、エネルギーの効率的な使用を考え、SDGsにも貢献し、企業の社会的な責任を果たしていく。そのような考え方も良いでしょう。

体重管理で「体組成計」の活用が有効なように、省エネで有効なツールがあります。それはデマンド計です。一日の使用量を見える化したり、最大電力の管理に有効です。デマンド管理に関しては1年の中でどの時期に注意するかを把握する事が重要です。それを見越して生産計画を修正する事ができれば上級者のレベルではないでしょうか？担当部署だけでなく、全員が何らかの関心を持ちながら参加する事が理想です。

不良を出さない、顧客からのクレームを出さない、などの活動は全員参加で実施しないと効果が出ません。「省エネも全員参加で実施する」そのような意識が芽生える事が必要です。誰でも、自分のできる事があると思います。強制ではなく自発的な活動となる事を期待します。

「省エネを行う場合その効果を共有する」事があまりできていません。様々な取り組みを皆で評価してその成果を共有できれば、更なる取組についてモチベーションも向上します。エコアクション21を認証取得している事業者は積極的に「環境経営レポート」に成果を記載してください。このような事も一人一人の関心を高める効果があります。

*中村環境コンサルタント事務所 〒396-0621 長野県伊那市富県 6653 番地
TEL : 0265-72-1728、FAX : 0265-72-1682 E-mail : akiomail@ina.janis.or.jp

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第8回）

～公害防止管理者等の選任について～

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（以下「組織法」という。）に基づき、製造業（物品加工業を含む）等で特定の施設を設置している工場は、「公害防止統括者」を公害防止に関する最高責任者とし、「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を公害防止の技術的事項に関する管理者とする管理組織体系を設置するように義務付けられています。

公害防止管理者等の選任が必要（1に該当し、かつ、2に該当）

1 対象となる業種か

1. 製造業（物品の加工業を含む） 2. 電気供給業 3. ガス供給業 4. 熱供給業

2 対象となる工場か

対象となる業種に属する工場であって、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める次のいずれかの施設を設置している工場であること。（以下「特定工場」といいます。）

1. ばい煙発生施設 2. 特定粉じん発生施設 3. 一般粉じん発生施設 4. 汚水等排出施設
5. 騒音発生施設 6. 振動発生施設 7. ダイオキシン類発生施設

*対象施設の詳細は、「公害関係基準のしおり」（令和3年3月長野県環境部）101頁から114頁を参照してください。

3 必要な公害防止組織（選任しなければならない役職等）

法律が定める公害防止組織は、基本的には「一定規模以上の特定工場」と「その他の特定工場」に大別され、次の三つの職種で構成されます。

（1）公害防止統括者

特定工場にかかる公害防止に関する業務を統括管理する者。

事業実施を統括管理する者（工場長等の職責）をもって充てなければなりません。（常時使用する従業員の数が20人以下の事業者を除く。）

（2）公害防止管理者

特定工場において法に掲げる業務を管理する者。

施設の区分ごとにそれぞれ公害防止管理者を選任しなければなりません。部長又は課長の職責にある方が想定され、資格を必要とします。

（3）公害防止主任管理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者。

（排出ガス量が40,000立方メートル/h以上であり、かつ、排出水量が10,000立方メートル/日以上である特定工場に限る。）公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担います。施設の直接の責任者の方が想定され、資格を必要とします。

- (注) 1. 「一定規模以上」とは、ばい煙発生量が1時間当たり4万 m³ 以上で、かつ排出水量が1日当たり平均1万 m³ 以上をいいます。
2. 公害防止主任管理者は一定規模以上の特定工場に選任が義務付けられています。
3. 常時使用する従業員数が20人以下の特定事業者では、公害防止統括者は不要です。
4. 公害防止管理者は、公害発生施設の区分ごとに選任しなければなりません。

4 「組織法」に基づき届出が必要です。

(1) 届出の必要な時

- ① 公害防止統括者(代理者)を選任、死亡・解任したとき
(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項に基づく届出)
選任(死亡・解任)した日から30日以内
- ② 公害防止管理者(代理者)を選任、死亡・解任したとき
(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項に基づく届出)
選任(死亡・解任)した日から30日以内
添付書類 資格証明書(国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書)の写し
- ③ 特定事業者の地位を承継したとき
(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条の2第2項に基づく届出)
遅滞なく提出
添付書類(1、2、3のいずれかの書面を添付)
1. 相続同意証明書様式第3の3及び戸籍謄本 2. 相続証明書様式第3の4及び戸籍謄本
3. 法人の登記簿の謄本

(2) 提出先

(注) 受付窓口区分		
対象施設	工場の所在地	受付窓口
汚水等排出施設、ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設	長野市	長野市役所
	松本市	松本市役所
	上記以外	地域振興局環境担当課
騒音発生施設、振動発生施設	全地域	所在地の市町村役場 (ただし、上記の施設を併設する場合は地域振興局環境担当課)

5 選任義務等に違反した場合の罰則(「組織法」第16条～第19条)

以下の場合には罰則が適用されることがあります。

- ・ 公害防止管理者等の選任義務に違反した場合
- ・ 公害防止管理者等の解任命令に違反した場合

- ・ 公害防止管理者等の選任をせず、又は虚偽の届出をした場合
- ・ 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

6 公害防止統括者、管理者等となる資格及びその取得方法

- (1) 公害防止統括者(代理者)になる資格は、不要です。
- (2) 公害防止管理者等となる資格 指定試験機関である一般社団法人産業環境管理協会が実施する国家試験に合格 または 登録講習機関が実施する資格認定講習の修了 で資格を取得する2つの方法があります。詳しくは、一般社団法人産業環境管理協会のホームページ (<https://www.jemai.or.jp/>) を参照してください。

公害防止管理者の資格を取得する方法〔国家試験・資格認定講習会〕

	公害防止管理者等国家試験	公害防止管理者等資格認定講習
実施時期	1年に1回 (10月初旬ごろ)	12月～3月の時期に、全国のべ30回程度。
実施場所	全国主要9都市(札幌、仙台、東京、愛知、大阪、広島、高松、福岡、那覇) 東京、愛知、大阪の場合、会場は複数になります。会場は年によって異なります。	全国主要8都市(札幌、仙台、東京、愛知、大阪、広島、高松、福岡) 地方自治体等の要請に基づき、上記以外の都市で開催することもあります。
実施する区分	全13区分	基本的に全13区分を実施しますが、申込人数が極端に少ない場合、最少催行人数を設定することがあります。開催地により、また、その年により、実施する講習区分は異なります。
実施の公表予定	毎年6月初旬に、官報公示および当協会ホームページにて、その年の実施概要を公表します。	毎年10月初旬に、官報公示および当協会ホームページにて、その年の実施概要を公表します。
受験・受講資格	学歴、年齢、実務経験等の制限は一切ありません。どなたでも受験していただけます。	講習区分ごとに定められている技術資格、または、学歴に応じた実務経験年数を有している方が対象です。
受験(講)者の負担を軽減する制度	科目別合格制度 (1) 科目合格に基づく科目免除 受験した試験区分を構成する一部の科目に科目合格すると、同じ試験区分を受験する場合に限り、最初に合格した	聴講免除制度 平成18年度以降の国家試験または認定講習で公害防止管理者の資格を取った方は、新たに別の講習区分を受講する際、既取得区分と共通する科目の講義の聴講を免除

	<p>年を含め 3 年までは、受験者の申請により、合格科目の受験を免除できます。</p> <p>(2) 区分合格に基づく科目免除 ある試験区分に合格し資格を取得すると、後年、別の試験区分を受験する際、受験者の申請により、共通科目を免除できます。こちらの免除は年限はありません。</p>	<p>できます。</p> <p>(注) 免除できるのは、講義の聴講だけで、修了試験はすべての科目範囲を受ける必要があります。</p>
資格取得の条件	<p>国家試験を受験し、一定の合格基準を満たした者。</p>	<p>以下の 3 条件を全て満たすことが条件です。</p> <p>(1) 受講資格を満たしている。</p> <p>(2) 規定の講習時間を聴講する。</p> <p>(3) 修了試験を受験し、修了基準を満たす。</p>
資格が付与される時期	<p>例年 12 月半ばごろに合格発表を行い、区分合格者には、合格証書を送付します。区分合格者以外の方には、結果通知を送付します。</p>	<p>12 月～1 月に実施される講習については、2 月下旬ごろに修了証書を発行します。2 月～3 月に実施される講習については、4 月下旬ごろに修了証書を発行します。修了者以外の方には、結果通知を送付します。</p>
資格取得後の登録・更新	<p>免許証や登録手続きはありません。合格証書が、資格を証明する書類となります。定期的な更新制度はなく、永年資格です。</p>	<p>免許証や登録手続きはありません。修了証書が、資格を証明する書類となります。定期的な更新制度はなく、永年資格です。</p>

～協会からのお知らせ～

- 新型コロナウイルス感染防止のため昨年中止いたしました当会主催「化学物質管理関連研修会」について、本年度は、「オンライン研修会」として、9月14日・15日に開催予定（最少催行参加人数：20人）です。詳しくは、協会ホームページをご覧ください。
- 昨年参加人員を絞り岡谷会場と長野会場で実施した当会主催「環境保全基礎研修会」について、本年度は、新型コロナウイルス感染再拡大の状況に鑑み、「オンライン研修会」として10月19日・20日に開催いたします。詳しくは、協会ホームページ、会員送付通知等をご覧ください。

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

環境速報第203号から、デルタ株など変異株の登場により長引く新型コロナウイルス再拡大の影響に鑑み、会員事業所の皆様の負担軽減並びに協会事業の効率的効果的な業務実施の観点から広告掲載を見合わせ、協会主催事業のお知らせなど、各種情報内容を拡充し、編集・発行いたしました。

2050年ゼロカーボン実現に向けた取り組みがますます重要となる令和3年度、「省エネコラム」「再エネコラム」は、執筆者の皆様のご厚意で連載継続できることとなりました。

行政情報としては、長野県から、処分期限が1年を切った高濃度PCB廃棄物の適正処理やこの6月に策定されたゼロカーボン戦略や新たな補助制度などの話題が提供されました。

環境速報をはじめ協会事業に関し、ご意見・ご提案をお待ちしています。

（専務理事 古川雅文）

☆☆☆令和3年度（2021年度）環境保全基礎研修会（オンライン研修会）☆☆☆

1 開催日：令和3年10月19日（火）・20日（水） 10:00～16:40

*この研修会は、2日間で実施します。

2 プログラム すべてオンライン（Zoomを利用）で実施します。

第1日 2021年10月19日（火）

水質,大気,騒音,地球環境

10:00 ～12:00	オリエンテーション 環境法規制1 水質,大気,騒音,地球環境
13:00 ～ 14:00	環境科学基礎 最近の環境問題の動向
14:00 ～15:10	環境保全技術1 排水処理・騒音・臭気対策
15:20 ～16:40	演習1 講義の振り返り等

第2日 2021年10月20日（水）

廃棄物,マネジメント(SDGs),省エネ再エネ

10:00 ～12:00	環境法規制2 廃棄物、化学物質、その他
13:00 ～ 14:00	環境マネジメントシステム基礎 EMSでSDGsに取り組む
14:00 ～15:20	環境保全技術2 省エネ・再エネ、廃棄物削減 化学物質管理
15:30 ～ 16:40	演習2 講義の振り返り等

3 講師 協会技術専門委員・協会職員 ★参加者には修了証が発行されます。

4 定員 25名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

5 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：16,000円 一般：21,000円

6 申込締切日 令和3年10月13日（木）午後5時（必着のこと）

7 申し込み方法・問い合わせ先

(1) 参加申込書（当会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）から案内をダウンロード）に必要事項を記入の上、Eメール又はFAXで下記の宛先にお送りください。お申込みをいただきました方々には開催日2日前までにミーティングURLをお知らせいたします。

E-mail nasankan@alps.or.jp Fax 026-228-5872

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 5階

（一社）長野県産業環境保全協会 講習会係

問い合わせ：Tel 026-228-5886

(2) 受講料の支払い方法 下記口座に10月15日までにお振り込み願います。

八十二銀行本店 (普) №323900

長野信用金庫石堂支店 (普) №0186816

口座名 シャ) ナガノケンサンギョウカンキョウホゼンキョウカイ

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies